議員提出議案第10号

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制 定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第 13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成26年9月日

提出者 吉波伸治

" 西山洋竜

賛成者 有村京子

" 山田耕三

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の定数を定める条例(平成13年6月生駒市条例第18号) の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「20人」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正について 新旧対照表

現行	改 正 案
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、生 駒市議会の議員の定数は、24 人とする。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、生 駒市議会の議員の定数は、20 人とする。 附 則 (施行期日) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般 選挙から施行する。
附 則 (施行期日) 1 略 (生駒市議会の議員の定数を減少する条例の廃止) 2 略	下